

よくある質問

Q1 個人番号(マイナンバー)カードによる申請を行ったほうがよいですか？

- A 茨城県でも令和元年度以降における就学支援金等の支給に係る手続きの簡略化のためにマイナンバーによる申請が開始されました。メリットとしては、毎年1回(新入生は2回)課税証明書等を取得し申請しておりましたが、県でマイナンバーを利用して最新の課税情報を取得するので、市役所等で行う手続きや手数料が、不要になります。
- マイナンバーは親権者全員について提出が必要であるため、控除対象配偶者であっても、マイナンバーの提出が必要になります。
- マイナンバーを提出されない場合は、課税証明書等の提出が必要になります。

Q2 マイナンバー(通知)カードを紛失している場合はどうすればよいですか？

- A マイナンバー記載の住民票又は住民票記載事項証明書を提出してください。

Q3 マイナンバーが提出できない場合はどうすればよいですか？

- A 離婚調停中やDV被害により避難されている場合などやむを得ない場合は、学校事務室まで連絡ください。

Q4 マイナンバーカードによる申請を行った場合の個人情報の取扱いはどうなりますか？

- A この制度において茨城県教育委員会が収集する、生徒や保護者の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。
- 提出されたマイナンバーは他の就学支援事業(奨学のための給付金申請・学び直し支援金申請)に利用する場合があります。

Q5 税の申告(確定申告)をしていない場合はどうなりますか？

- A 税額を確認できず支給できません。必ず申告をしてください。

Q6 申請書類が提出日に間に合わない場合はどうなりますか？

- A 就学支援金は、手続きを行った当月又は翌月から支給され、遡っての受給はできません。支給を希望される方は、学校があらかじめ定める提出期限までに担任に必ず提出してください。
- 担任に提出されない場合(郵送、事務室直接提出)は、マイナンバー提出者の顔写真付証明書(運転免許証・パスポート等)を提示してください。郵送の場合は、顔写真付証明書の写しを同封してください。

Q7 離婚しているのですが、マイナンバーは2人分必要ですか？

- A 現在の親権者の方のマイナンバーをご提出ください。
- なお、申請書裏面の2(1)②イに「離婚、死別等により親権者が1人の場合」という欄がありますのでそちらに✓を付けてください。
- また、離婚協議中等の場合は、対応が異なりますので学校までご相談ください。

Q8 親権者の1人が海外に単身赴任中です。どういう手続きが必要になりますか？

- A 日本国内にいる親権者の方のマイナンバーをご提出ください。
- なお、海外に単身赴任中の親権者も申請書裏面の2. 保護者等の収入の状況についての個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄に氏名等を記入し、その下の、上記保護者等のその年の1月1日現在の市区町村までの住所の「日本国内に住所を有していない。」に✓を付けてください。

Q9 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出しているので、祖母のマイナンバーを提出すればよいですか？

- A 親権者がいない場合は、未成年後見人の収入、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者の収入で審査されますので、その方のマイナンバーを添付してください。
- なお、申請書裏面の2(1)③に「未成年後見人口名分」という欄がありますのでそちらに✓を付けて人数を記入してください。又は、申請書裏面の2(1)④に「生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分」という欄がありますのでそちらに✓を付けてください。

Q10 成人したため親権者がいません。自分のマイナンバーを提出すればよいですか？

- A 成人の場合は、親権者・未成年後見人がいままので、主たる生計維持者の収入で審査されますので、その方のマイナンバーを添付してください。主たる生計維持者が存在しない場合は、生徒(本人)のマイナンバーを提出してください。
- なお、申請書裏面の2(1)⑤に「生徒本人」という欄がありますのでそちらに✓を付けてください。

Q11 同じ学校に、兄弟(姉妹)で入学します。個人番号カード(写)等貼付台紙は1部でよいですか？

- A 1部提出で構いません。